

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 2 月 5 日

支出負担行為担当官

四国森林管理局長 田中 晋太郎

1. 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 令和 7 年度 有害鳥獣誘引捕獲事業（安野山 28 林班外 2）（翌債）
(2) 事業内容 「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」、令和 7 年度 有害鳥獣誘引捕獲事業（安野山 28 林班外 2）（翌債）特記仕様書による。
(3) 事業場所 高知県香美市物部町 安野山国有林 28 林班外 2
(4) 履行期限 契約締結の日の翌日から令和 8 年 11 月 30 日まで

2. 入札の方法

- (1) 本件は、電子調達システム（以下「システム」という。）を利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。
(2) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 競争参加資格

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
(2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(3) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(4) 令和 07・08・09 年度の全省庁統一資格において「役務の提供等」の「（その他）」に登録され、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
(5) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが上記（4）の全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて 5（1）の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単独法人として入札を行わないこと。
(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、契約担当官等から「物品の製造、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けないこと。

(7) その他入札説明書に定める資格を有すること。

4. 契約条項等を示す場所、入札説明書を交付する場所等

(1) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

公告日から令和8年3月10日(火)まで(システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙入札方式による場合は、午前9時00分から午後5時00分まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。))

イ 交付場所及び方法

原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。

四国森林管理局ホームページ

(<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/ippan.html>)

調達ポータル

(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/0ZA0101>)

四国森林管理局ホームページの「公売・入札情報」「一般競争入札一覧」及び調達ポータルの「調達情報」(交付を受ける場合、必要事項を正確に入力するとともに「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」と記載されているチェックボックスに必ずチェックを付すこと)。

また、下記の場所でも公告の翌日より交付する。

〒780-8528 高知市丸ノ内1-3-30

四国森林管理局 1階閲覧室 電話:技術普及課 088-821-2121

(2) 本公告に対する質問書の受付期間等

ア 受付期間

公告日の翌日より開札日の5日前(令和8年2月6日～令和8年3月4日)まで。

イ 受付場所

〒780-8528 高知市丸ノ内1-3-30

四国森林管理局 経理課企画係 電話:経理課 088-821-2060

メールアドレス:shikoku_keiri@maff.go.jp

ウ 提出方法

書面(様式任意)を作成のうえ持参、郵送・託送(書留等配達記録の残るものに限る)又は電子メールにより提出すること。電話による質問は受け付けない。

(3) 質問書に対する回答書の閲覧期間等

ア 閲覧期間

質問書の提出期限日の翌日から起算して2日後までに開始し、開札日の前日の午前9時～午後5時まで。(「休日」を含まない。)

イ 閲覧場所

四国森林管理局ホームページから「公売・入札情報>公告中の案件に関する質問及び回答」にて閲覧できる。

http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/nyusatu/public_qa.html

なお、下記の場所でも閲覧することができる。

〒780-8528

四国森林管理局 1階閲覧室 電話:経理課 088-821-2060

5. 競争参加資格の確認等

(1) この一般競争に参加を希望する者は、本公告3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、入札説明書に示す様式により申請書及び確認資料を作成し、次に掲げるところに従い提出の上、競争参加資格の有無について確認を受けなければならぬ。

(2) 提出期間

公告日の翌日から令和8年2月25日まで(システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。紙入札方式による場合は、午前9時00分から午後5時00分まで。 (「休日」を含まない。))

(3) 提出先、提出方法

システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式により参加する場合は、代表者又はそれに代わる者が下記の場所へ持参、郵送・託送(書留等配達記録の残るものに限る)又は電子メールにより提出すること。

〒780-8528 高知市丸ノ内1-3-30

四国森林管理局 経理課企画係 電話: 経理課 088-821-2060

メールアドレス: shikoku_keiri@maff.go.jp

(4) 上記(2)に規定する期間までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。なお、参加資格の有無については、令和7年3月4日までに通知する(システムにより参加する場合はシステムにより、紙入札方式により参加する場合は郵送により通知する。)。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

6. 現場説明

現場説明は行わない。

7. 入札執行の場所及び日時

(1) 入札執行の場所

高知市丸ノ内1-3-30 四国森林管理局 6階会議室

(2) 入札及び開札の場所、日時

入札書は、システムにより令和8年3月9日午前9時00分から令和8年3月11日午前10時30分までに提出すること。ただし、紙入札により提出する場合は、発注者へ事前に連絡の上、令和8年3月11日午前10時30分までに入札書を(1)の入札会場へ持参すること。また、代理人が入札する場合は、委任状を持参すること。郵便入札も可とするが、郵便入札を行う場合は、令和8年3月10日午後5時00分までに入札書が下記の場所に到着するように、書留郵便で提出すること。ただし、再度の入札を実施する場合は引き続き行うため、郵便入札を行った場合は再度の入札には参加できない。

なお、入札日時等に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

〒780-8528 高知市丸ノ内1-3-30

四国森林管理局 経理課企画係 電話: 経理課 088-821-2060

(3) 開札の場所、日時

開札は、システムにより、令和8年3月11日午前10時30分に(1)において行う。

8. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- また、入札に関する条件に違反した場合においては、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第9の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）については、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は、無効とする。

9. その他

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) システムによる手続き開始後の紙入札への途中変更は、原則として行なわないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- (5) システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (6) その他
本公告に記載のない事項については、入札説明書等による。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。
- この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
- 詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧下さい。
- https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。